

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
11月7日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 保安林予定森林(下関市) (森林整備課) ..... 一
  - 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課) ..... 二
  - 公有水面の埋立ての免許(港湾課) ..... 二
  - 道路の位置の指定(建築指導課) ..... 五
  - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課) ..... 五
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課) ..... 五
  - 基本測量の実施(監理課) ..... 六
  - 公共測量の実施(監理課) ..... 六
  - 徳山下松港港湾計画の変更の概要(港湾課) ..... 六
  - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課) ..... 六
- 公安委公告
  - 一般競争入札の実施 ..... 七
- 雑報
  - 県報の正誤(平成二十九年十月二十日山口県公告(二八三三)) ..... 八



### 山口県告示第三百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十九年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣政

#### 一 保安林予定森林の所在場所

下関市菊川町大字下保木字河内館ヶ原一四九、字白木中尾谷一五〇、字白木一五三、一五五から一五八まで、一六三、一六七、一六八、一七〇から一七二まで、一七六、一七八、一八一、一八三、一八四、一八六、一八七、一九一、一九二の一、一九七、一九九から二〇一、二〇三から二〇八まで、二一〇の一、二一〇の二、二一一、二二三から二二一まで、字白木壁岩二二二、二二四、字河内四郎ヶ谷二二七から二二三〇まで、字河内砂利二二三二の一、二二三三の一、字松尾二二三二の四、三四九から三五八まで、三六〇、三六一の一、三六八、三六九、五八〇、五八一、字河内祐ヶ諏訪二三四、二三六、二三六の一、二三七、二四一、二四二、字河内八文需二四四の一、字河内市ヶ迫二四五、二四九、二五〇、二五二、二五三、二五九、二六一、二六三、二六六、二六八、二七〇の一、字河内中ノ浴二七三の一、二七五、字河内茶ノ木ヶ浴二七六、二七九、字市ヶ迫三三三、三三四、三三五の一、五八三、五八四、字柳谷悪水ヶ浴三二九、三四五、三四六、字柳谷北山三三四、字柳谷三三七、三四〇、三四七、五六〇、五八六

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 下関市菊川町大字下保木字河内館ヶ原一四九・字白木中尾谷一五〇・字白木二〇八・字河内四郎ヶ谷二二三〇・字松尾三五四から三五七まで・字河内祐ヶ諏訪二三六・字柳谷三四〇・三四七・五八六(以上一二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第309十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十九年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
美祢市美東町大田字馬志路九四三、九四四、九四四の一、字子倉九四四の二、字帽子岩九四四の三、字金ヶ頭九四四の四、字綜田ヶ浴九四四の五、字前鋤九四四の六、字先鋤九四四の七、字ナバラ木ヶ浴九四四の八、字ナバタヶ九四四の九
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
宇部市大字川上字男山七五五の二・大字小野字梅ノ木三三四五の一・三三四五の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三三四五の三
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、宇部市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市仁保上郷字犬鳴五五一の一から五五一の三まで、五五三の二から五五三の四まで、五五三の六、五五三の一〇から五五三の一二まで、五五四の一、五五四の二、五五五、五五七、五五八、一四六五の一

二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

## 山口県告示第309十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十九年十一月七日

久賀港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字久賀字新蔵浜四七四九の二八及び四七四九の三五に沿接する道路から同大字字中辻北五一二四の三に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位(D. L. 十三・五〇メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と追原導流堤との境界線、2の地点から44の地点までを順次結んだ線、44の地点と45の地点を結ぶ満潮位における公有水面と天満町防波堤との境界線、45の地点と46の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、46の地点と47の地点を結ぶ昭和四十二年四月十八日付け指令港湾第四二六号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和四十二年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D. L. 十三・六〇メートル)、47の地点と48の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、48の地点と49の地点を結ぶ昭和四十二年埋立地と公有水面との境界線(D. L. 十三・六〇メートル)、49の地点と50の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と50の地点を結ぶ昭和四十二年埋立地と公有水面との境界線(D. L. 十三・六〇メートル)に囲まれた区域

1の地点 大島郡周防大島町大字久賀字大緑の久賀中学校四等三角点(北緯三三度五六分四七・五〇四秒東経一三二度一五分四八・五〇四秒)(以下「基準点」という。)から三四六度〇五分〇二秒二二六・〇五メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二八度〇二分三九秒一・一九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から五九度〇七分五六秒〇・二五メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一〇六度一五分五五秒三〇・八七メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一〇四度二〇分三三秒三・一三メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一〇三度〇九分一五秒三・九一メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一〇一度三九分一六秒六・〇一メートルの地点
- 8の地点 7の地点から九九度三一分二〇秒一・九八メートルの地点
- 9の地点 8の地点から九九度三一分三三秒三・五一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から九九度三一分三三秒一・二六メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一〇三度〇一分三五秒五・〇〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一〇三度一八分一七秒五・〇〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一〇三度三五分二一秒五・〇〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一〇三度五四分一九秒五・〇〇メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一〇四度一二分五七秒五・〇〇メートルの地点

- 16の地点 15の地点から一〇四度二九分三四秒五・〇〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一〇四度四八分一八秒五・〇〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一〇五度〇六分一三秒五・〇〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一〇五度二四分〇三秒五・〇〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一〇五度四二分〇八秒五・〇〇メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一〇六度〇〇分〇七秒五・〇〇メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一〇六度一八分〇一秒五・〇〇メートルの地点
- 23の地点 22の地点から一〇六度三五分五四秒五・〇〇メートルの地点
- 24の地点 23の地点から一〇六度五四分〇五秒五・〇〇メートルの地点
- 25の地点 24の地点から一〇七度一分五五秒五・〇〇メートルの地点
- 26の地点 25の地点から一〇七度二九分五八秒五・〇〇メートルの地点
- 27の地点 26の地点から一〇七度四七分五五秒五・〇〇メートルの地点
- 28の地点 27の地点から一〇八度〇五分四八秒五・〇〇メートルの地点
- 29の地点 28の地点から一〇八度二三分五〇秒五・〇〇メートルの地点
- 30の地点 29の地点から一〇八度四一分四九秒五・〇〇メートルの地点
- 31の地点 30の地点から一〇八度五八分五〇秒四・四八メートルの地点
- 32の地点 31の地点から一〇九度〇八分一九秒二五・五二メートルの地点
- 33の地点 32の地点から一〇九度〇八分一九秒四・五五メートルの地点
- 34の地点 33の地点から一〇九度〇八分一九秒八・九七メートルの地点
- 35の地点 34の地点から一〇九度〇八分一九秒五・六七メートルの地点
- 36の地点 35の地点から一〇九度〇八分一九秒一六・八七メートルの地点
- 37の地点 36の地点から一〇八度〇二分四五秒二六・四五メートルの地点
- 38の地点 37の地点から九七度三二分二〇秒四三・二六メートルの地点
- 39の地点 38の地点から一〇二度四六分〇九秒一五・〇一メートルの地点
- 40の地点 39の地点から一〇七度二九分五一秒二四・七六メートルの地点
- 41の地点 40の地点から九九度五六分一五秒三・八六メートルの地点
- 42の地点 41の地点から九九度三九分二八秒二・八八メートルの地点
- 43の地点 42の地点から九九度〇九分二七秒九・一七メートルの地点
- 44の地点 43の地点から一〇九度四三分〇二秒一・〇二メートルの地点
- 45の地点 44の地点から一九三度四九分〇〇秒八・八〇メートルの地点
- 46の地点 45の地点から二六二度四一分五九秒五・七五メートルの地点
- 47の地点 46の地点から二八四度二八分五九秒一三八・二七メートルの地点
- 48の地点 47の地点から二八九度〇七分五六秒一八・七七メートルの地点
- 49の地点 48の地点から二八八度一分四三秒一三一・三二メートルの地点

50の地点 49の地点から二八八度一七分〇五秒一五・三〇メートルの地点

(二) 面積  
二、九一〇・七六平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字久賀字竜頭下四七六四の二一及び四七六四の二二、同大字新開五一二三の二、五一二三の一四及び五一二三の一五、同大字字中辻北五一二四の二及び五一二四の三、同大字字新蔵浜四七四九の二から同字四七四九の三五までに沿接する道路、同大字字蔵浜四七四九の九に沿接する水路、同大字字竜頭下四七五〇に沿接する道路、同字四七六四の二二に沿接する水路、同大字字新開五一二三の一五に沿接する道路、同字五一二三の一四に沿接する道路、同字五一二三の一四に沿接する道路に沿接する水路、同字五一二三の一四に沿接する道路に沿接する水路に沿接する道路並びに同大字字熊本北五四一三の一三に沿接する道路地内並びに同大字字新蔵浜四七四九の二から同字四七四九の三五までに沿接する道路から同大字字熊本北五四一三の一三に沿接する道路に至る土地の地先

(二) 区域

次の①の地点から⑤⑥の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑤⑥の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から三四二度四九分五九秒二三・〇五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二四度四分〇二秒三九・一八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から八七度三二分二四秒三七・八六メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一〇四度〇八分二四秒一五五・九二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一〇六度三五分二五秒一四・九二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一一四度一四分四一秒八一・七八メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一〇四度四〇分五三秒六三・二一メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一九二度四分五五秒一六・〇七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二七八度三三分五三秒二・一七メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一九三度五七分二五秒三〇・九四メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二七九度四七分二〇秒四・三八メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二五三度五三分三四秒六・六四メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二七六度五〇分四〇秒九・六六メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二七九度〇〇分一三秒一六・四〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二七九度四分三九秒九・四五メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二七七度〇四分二七秒一・一九メートルの地点

- ⑰の地点 ⑯の地点から二八〇度〇四分四七秒一・二七メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から二七八度二一分二二秒二・〇五メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から二七七度三分三〇秒四・六七メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から二八四度四分五七秒一・七六メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から二八四度一〇分一〇秒九・一三メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から二八七度一五分〇六秒四・六二メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から二八八度三分四八秒六・八〇メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から二九〇度三分三七秒〇・九二メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から二八七度五一分〇三秒一三・四八メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から二八八度四分二六秒一七・六八メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から二八四度〇五分三一秒一・六八メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から二八四度三九分五七秒一九・五三メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から二八六度二五分〇一秒一四・一六メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から三一三度三七分二五秒一・七七メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から二九八度四分四一秒二・六九メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から二九五度四分五〇秒五・七六メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から二九五度四分五〇秒一・〇〇メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から二八七度五三分二四秒〇・九八メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から二八七度五五分二二秒一・四二メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から二八七度四分二一秒一・〇二メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から二八九度二五分五〇秒一二・七九メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から二八八度三分五九秒一〇・一九メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から二八六度二六分四〇秒一・七二メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から二八八度三分五九秒八・三七メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から二八九度五三分三七秒八・九八メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から二九〇度一八分〇七秒一・二二メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から二八八度三分〇秒七・五五メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から二八八度二四分〇八秒八・三七メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から二八八度二四分〇八秒〇・八六メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から二八八度二三分五八秒一六・四八メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から二八七度三分二四秒一〇・二六メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から二八七度三分二四秒一〇・二六メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から二八七度三分二四秒一〇・二六メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から二八八度〇四分〇四秒一六・〇一メートルの地点

- ⑤1の地点 ⑤0の地点から二八八度〇二分〇七秒一・八七メートルの地点
  - ⑤2の地点 ⑤1の地点から二八八度〇二分〇七秒七・四九メートルの地点
  - ⑤3の地点 ⑤2の地点から二八八度〇二分〇七秒一・四〇メートルの地点
  - ⑤4の地点 ⑤3の地点から二八八度〇二分〇七秒二・一八メートルの地点
  - ⑤5の地点 ⑤4の地点から二八八度五四分四七秒二六・六八メートルの地点
  - ⑤6の地点 ⑤5の地点から二八八度五六分四四秒一〇・八一メートルの地点
- (二)面積  
二〇、一四三・六七平方メートル

三 埋立地の用途

用 途	配 置	規 模
道 路 用 地	埋立地の南側に配置	約二、五〇〇平方メートル
防 災 施 設 用 地	埋立地の北側に配置	約四一〇平方メートル

四 免許を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 免許の年月日

平成二十九年十月二十四日

山口県告示第三百九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十九年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字上地四四五の一	四・〇(六・〇)	四五・五	平成二九、一〇、二四

下松市瑞穂町二丁目五八一の五四、五八一の六三及び五八三の一、九  
四・〇(四・五) 三三・二〇〇 二五

山口県告示第三百九十六号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中

古熊二丁目五番二七号

を

野田一

に改める。



(二九四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年六月二十日山口県公告(一八一)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年十一月七日から同年十二月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンタウン防府  
所在地 防府市鐘紡町二七
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(二九五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地名情報)住居表示住所整備)

二 作業の地域

宇部市、山口市、下松市、岩国市、光市及び周南市

三 作業の期間

平成二十九年十一月十三日から平成三十年三月二十三日まで

(二九六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

周南市大神一丁目、大神三丁目、遠石一丁目、大字下上及び大字徳山

三 作業の期間

平成二十九年九月二十九日から平成三十年二月二十八日まで

(二九七) 徳山下松港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、徳山下松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成二十九年十一月七日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

一 港湾計画の変更の概要

平成二十六年四月十八日山口県公告(一三七)によりその概要を公告した徳山下松港港湾計画について変更した事項は、次のとおりです。

その他の計画

小型船だまり計画の追加

地区名	港湾施設
徳山地区	小型栈橋

二 港湾計画の縦覧の場所

山口県土木建築部港湾課

(二九八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市望町三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市西柳二丁目三番四八号

周南農協観光開発株式会社



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

警察情報通信ネットワークシステム回線接続機器 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部警務部情報管理課ほか三十三箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二三十七号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十九年山口県告示第三十四号）に基づく資

格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十九年十一月七日から同年十二月十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十九年十一月七日から同年十二月十四日までの午前九時から午後五時までの間、山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十九年十二月十八日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十九年十二月十九日午後二時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成二十九年十二月十九日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年十二月十一日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課（電話〇八三一九三三三〇一〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Internetworking devices for the Police information and communication system

(3) Term of use: From March 1, 2018 to February 28, 2023

(4) Place of use: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and 33 other places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. December 18, 2017 (If brought in person : 2:00 P.M. December 19, 2017)



正 誤

平成二十九年十月二十日山口県公告（二八三）（大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取）

ページ	段	行	誤	正
四	下	一二	平成三十年十一月二十日	同。年十一月二十日